

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成24年5月31日(2012.5.31)

【公表番号】特表2011-527199(P2011-527199A)

【公表日】平成23年10月27日(2011.10.27)

【年通号数】公開・登録公報2011-043

【出願番号】特願2011-516931(P2011-516931)

【国際特許分類】

A 6 1 B 1/00 (2006.01)

A 6 1 B 17/32 (2006.01)

A 6 1 B 17/28 (2006.01)

【F I】

A 6 1 B 1/00 3 0 0 G

A 6 1 B 1/00 3 3 4 A

A 6 1 B 1/00 3 0 0 P

A 6 1 B 17/32 3 3 0

A 6 1 B 17/28 3 1 0

【手続補正書】

【提出日】平成24年4月3日(2012.4.3)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

経腔器官内で穿孔することによって外科手術を行うための外科用内視鏡であって、

少なくとも3つの通路(20,30)を有する、

外科用内視鏡において、

通路のうちの少なくとも1つの遠位端部(12)に、機能的な付属品を有する移動可能なプラットフォーム(50,70)が、遠位方向から近位方向に、交換可能に取り付けられた、

外科用内視鏡。

【請求項2】

経腔器官内で穿孔することによって外科手術を行うための外科用内視鏡であって、

少なくとも1つの特殊な作用通路(30)が、他の通路(20)よりも大きな直径を有する、

請求項1に記載の外科用内視鏡。

【請求項3】

経腔器官内で穿孔することによって外科手術を行うための外科用内視鏡であって、

特殊な作用通路(30)が、水平方向平面で前後移動及び角度移動を行うことを可能にする可動水平方向プラットフォーム(50)に開口する、

請求項2に記載の外科用内視鏡。

【請求項4】

経腔器官内で穿孔することによって外科手術を行うための外科用内視鏡であって、

前記特殊な作用通路(30)が、1.2mm~3.8mmの範囲の直径を有する、

請求項2に記載の外科用内視鏡。

【請求項5】

経腔器官内で穿孔することによって外科手術を行うための外科用内視鏡であって、前記可動水平方向プラットフォーム(50)の移動が、ロッカアーム(8)によって命令される、

請求項3に記載の外科用内視鏡。

【請求項6】

経腔器官内で穿孔することによって外科手術を行うための外科用内視鏡であって、前記可動水平方向プラットフォーム(50)を、特殊な機能を有する水平方向プラットフォームに交換することのできる、

請求項5に記載の外科用内視鏡。

【請求項7】

経腔器官内で穿孔することによって外科手術を行うための外科用内視鏡であって、より小さな直径を有する作用通路(20)のうちの1つが、鉛直方向平面で角度移動を行うことを可能にする可動鉛直方向プラットフォーム(70)に開口する、

請求項2に記載の外科用内視鏡。

【請求項8】

経腔器官内で穿孔することによって外科手術を行うための外科用内視鏡であって、前記可動鉛直方向プラットフォーム(70)が、レバー(11)によって命令される、

請求項7に記載の外科用内視鏡。

【請求項9】

経腔器官内で穿孔することによって外科手術を行うための外科用内視鏡であって、前記可動鉛直方向プラットフォーム(70)を、切断し、縫合し、拘引し、切開し、止血及び碎石術を行うための特殊な機能を有する鉛直方向プラットフォームに交換することのできる、

請求項8に記載の外科用内視鏡。

【請求項10】

経腔器官内で穿孔することによって外科手術を行うための外科用内視鏡であって、全体の一組の消毒を容易にするように、

前記可動水平方向プラットフォーム(50)及び可動鉛直方向プラットフォーム(70)が、

遠位端部(12)で命令ケーブル(9)から分離されることができ、

近位端部で取り外される、

請求項9に記載の外科用内視鏡。